

平成 27 年 1 月 30 日

**「無電柱化対策に関する調査」
＜結果通知に対する改善措置状況の概要＞**

総務省近畿管区行政評価局（局長：菅 宜紀）は、災害時の電力・通信の安定的な供給、良好な景観の確保等を図るため、無電柱化を計画的に推進する観点から、平成 26 年 4 月から 8 月にかけて「無電柱化対策に関する調査」を実施し、平成 26 年 8 月 29 日に、国土交通省近畿地方整備局に対して、必要な措置を講ずるよう通知しました。

今般、同通知に対する改善措置状況について、同整備局から回答（平成 27 年 1 月 7 日）があり、その概要をとりまとめましたので公表します。

なお、当該調査は、近畿管内では近畿管区行政評価局及び京都行政評価事務所が実施しており、改善措置状況の公表はそれぞれが実施いたします。

【照会先】

総務省近畿管区行政評価局

第一部第 2 評価監視官

担 当：宮田 壽一

電 話：06-6941-8759（直通）

F A X：06-6941-8999

「無電柱化対策に関する調査」調査結果に基づく通知に対する改善措置状況の概要（ポイント）

通知先：国土交通省近畿地方整備局
通知日：平成26年8月29日
回答日：平成27年1月7日

1 把握した電線共同溝への電線類未敷設、電柱等未撤去箇所に対する対応の実施

通知事項（平成26年8月29日）

近畿地方整備局は、電柱等の早期撤去を図るために、次の措置を講ずること。

抜柱会議等により、電線類の未敷設、電柱の未撤去等の進捗状況等を把握するとともに、電線共同溝整備計画に沿って早期に電線共同溝への電線類の敷設、電柱等の撤去が図られるよう、更に道路管理者及び電線管理者が連携・調整を密にして双方が協働で取り組むこと。

主な改善措置状況（平成27年1月7日）

- 計画的に電柱等を撤去するため、平成26年12月に、管内の各国道事務所に対して、電線管理者（関西電力（株）、西日本電信電話（株）等）から電柱等撤去予定時期を提出させ、毎年1回以上開催する残置電柱等の撤去促進会議（抜柱会議：道路管理者、電線管理者で構成）において、撤去時期が到来した電柱等の撤去状況、未撤去の理由等を把握するよう指示。
また、今後、電線共同溝事業実施時に策定する電線共同溝整備計画にも電柱等の撤去予定時期を明記し、同計画に沿って無電柱化を推進。
- 電線管理者に対しては、平成26年12月に、左記の指摘事項を周知し、連携・調整して、早期に電柱等を撤去するよう要請。
また、協議会構成員（道路管理者、電線管理者）に対しては、平成26年11月に、左記の指摘事項に対する整備局の改善の取組を周知し、早期に電柱等を撤去するよう助言。

2 大規模災害等の発生に備えた緊急交通路の無電柱化の促進

通知事項（平成 26 年 8 月 29 日）

協議会事務局である近畿地方整備局は、大規模災害発生時における応急対策の確保の観点から、無電柱化推進計画の策定及び無電柱化事業の実施に当たり、緊急交通路を重点的、優先的に行う箇所として電線管理者等の協力の下合意を図り、協議会・地方部会の構成員がこれに沿って計画的に無電柱化を図ることについて協議する必要がある。



主な改善措置状況（平成 27 年 1 月 7 日）

- 緊急交通路の無電柱化を推進するため、平成 26 年 12 月に、管内の各国道事務所に対して、緊急交通路を重点的、優先的に無電柱化を図る箇所として、電線管理者等と協議調整を図り、電線管理者にも要請するよう指示。
- 協議会構成員に対しては、平成 26 年 11 月に、左記の指摘事項に対する整備局の改善の取組について周知し、緊急交通路を重点的、優先的に無電柱化を図る箇所とするよう助言。

3 電線共同溝整備後等における無電柱化の計画的かつ速やかな実施、適切な維持管理の実施（個別事業の実施状況）

(1) 電線共同溝整備後等における無電柱化の計画的かつ速やかな実施

通知事項（平成 26 年 8 月 29 日）

近畿地方整備局は、無電柱化が早期かつ計画的に推進されるよう、次の措置を講ずること。

- 電線共同溝事業完了後、できるだけ速やかに電線管理者に占用許可を出すよう努めること。
- 管路不具合、引込み管路追加施工箇所等の発生原因を把握し、その発生をできるだけ少なくなるよう必要な措置を講ずるとともに、早期に電線共同溝への電線類の敷設ができるよう必要な措置を講ずること。



主な改善措置状況（平成 27 年 1 月 7 日）

- 早期に無電柱化を図るため、平成 26 年 12 月に、管内の各国道事務所に対し、電線共同溝の整備完了後、速やかに占用許可を出すよう指示。
また、管路不具合等については、早期補修、監督体制強化による発生抑制を指示。
- 指摘箇所の管路不具合等については、国道 163 号の補修を完了。他の 4 箇所は平成 27 年 1 月末までに補修完了予定。

(2) 電線共同溝の適切な維持管理の実施

通知事項 (平成 26 年 8 月 29 日)

近畿地方整備局は、電線共同溝管理規程等に基づき維持管理を適切に行うこと。また、管内の道路管理者に対して、適切な維持管理について周知するよう努めること。



主な改善措置状況 (平成 27 年 1 月 7 日)

- 適切に維持管理を行うため、平成 26 年 12 月に、管内の各国道事務所に対して、電線共同溝管理規程に基づき行うよう指示。
- また、協議会構成員に対しては、平成 26 年 11 月に、左記の指摘事項に対する整備局の改善の取組を周知し、維持管理を適切に行うよう助言。